

復会規定（新設）

（復会）

第 1 条 定款第 7 条に準じ、本法人諸規定に基づき、本法人を退社、除名または社員資格の喪失した者も入社申請をする事ができる。

（申請）

第 2 条 前条の復会を申請しようとするときは、入社規定の手続きに準ずるものとする。

付則 平成 29 年 6 月 22 日 理事会承認